

# 訪問看護ステーションあうら契約書

株式会社あうら（以下「事業者」という）は、訪問看護ステーションあうらが利用者に対して行う訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）について、次のとおり契約します。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護を提供します。

## 第2条（契約期間）

1. この契約期間は契約日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の7日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条（訪問看護計画）

1. 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」又は「介護予防サービス計画」に沿って、「訪問看護計画書」もしくは「介護予防訪問看護計画書」を作成します。
2. 事業者は、「訪問看護計画書」又は「介護予防訪問看護計画書」の内容を利用者及びその家族に説明し、交付します。
3. 施設入居利用者に関しては、「訪問看護計画書」について、利用者及び利用者の家族等に代わり施設職員が内容等の確認をし押印します。

## 第4条（訪問看護の内容）

1. 利用者が提供を受ける訪問看護の内容は契約書に定めたとおりです。事業者は、契約書に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
2. 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画に沿って契約書に定めた内容の訪問看護を提供します。
3. 第2項のサービス従業者は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの資格を取得した者です。
4. 訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適応の範囲が変更となる場合は事前に利用者の了承を得ます。

## 第5条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、サービスの提供記録を作成し、この契約の終了後2年間保管します。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。
4. 事業者は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保管します。

## 第6条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価として契約書に定める利用料金の単価をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
2. 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月 11 日から 20 日までの間に利用者へ請求します。
3. 当月の料金の合計額を翌月末までにお支払いください。  
お支払い方法は、現金集金・口座振替（毎月 26 日引落、休業日の場合は翌営業日引落）のどちらかを選べます。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
5. 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

## 第7条（サービスの中止）

利用者は、事業者に対して、サービス提供の 24 時間前までに通知することにより、サービス利用を中止することができます。

## 第8条（料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対してあらかじめ説明を行い、文書で通知することにより利用料金の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
2. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

## 第9条（契約の終了）

1. 利用者は、事業者に対して、1 週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。  
但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は予告期間が 1 週以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対し、1 ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
  - (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - (4) 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず 30 日以内に支払われない場合
  - (2) 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合

5. 次の事由に該当した場合は、この契約を自動的に終了します

- (1) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合（但し、3ヶ月以内に利用者が退所又は退院し、再び居宅において日常生活を営む状況になった場合は利用者と事業者の双方の合意により契約を継続できるものとします。）
- (2) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合（但し、1年以内に利用者が再び要介護認定となった場合は利用者と事業者の双方の合意により契約を継続できるものとします。）
- (3) 医師により訪問看護の必要性が認められなくなったと判断された場合
- (4) 利用者が死亡した場合

#### 第10条（秘密保持）

1. 事業者及び事業者の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。このことは退職後においても同様とします。
2. 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### 第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。但し、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

#### 第12条（緊急時の対応）

事業者は、サービスの提供中、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、利用者に対し、応急処置、主治医への連絡、医療機関への搬送等の措置を講じます。また、家族、介護支援専門員・介護予防支援担当者へ連絡します。

#### 第13条（身分証携行義務）

職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 第14条（連携）

1. 事業者は、訪問看護の提供にあたり利用者のサービス計画担当者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容について速やかに利用者のサービス計画担当者に連絡します。
3. 事業者は、第9条2項又は4項に基づいて解約通知をする際は事前に利用者のサービス計画担当者に連絡します。

#### 第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応します。

## 第16条（身体拘束の禁止）

事業者は、利用者及び第三者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

## 第17条（虐待防止のための措置）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施を行い、措置を適切に実施するための担当者を設置します。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

## 第18条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ、定めます。

## 第19条（裁判管轄）

利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

## 第20条（臨地実習の受け入れ）

当事業所は、看護学生等の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。学生等の臨地実習は以下の基本的な考えで望むことにしておりますので、看護教育の必要性を御理解いただき御協力お願い致します。

1. 学生等が看護援助を行なう場合、事前に説明を行い利用者又は利用者の家族の同意を得て行います。また、実習に関する意見や質問がある場合は同行の看護師に直接訪ねることができます。
2. 学生等が看護援助を行なう場合、安全性の確保を最優先とし事前に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。また、臨地実習を通して知り得た利用者および利用者の家族に関する情報について、他者にもらすことのないようプライバシーの保護に留意します。
3. 利用者および利用者の家族は、学生等の同行訪問に同意した後も学生等が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。また、拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。

## ○相談、要望、苦情等の窓口

訪問看護に関する相談、要望、苦情等は下記窓口まで連絡ください。

サービス相談窓口

電話番号：017-752-9119 担当 外川 広太郎

受付日 月曜日～金曜日（ただし、祝日・8/13～8/15・12/30～1/3を除く）

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

## 個人情報使用同意書

私（及び私の家族等）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 記

#### 1. 使用目的

- (1) 訪問看護のサービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員又は介護予防支援担当者と介護サービス事業者との間で行われる連絡調整及びサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合（要支援・要介護認定を受けている場合）
- (2) 利用者の要望、状態の変化に応じて、適切に対処するにあたり、主治医及び関係機関と連携を図る必要がある場合
- (3) サービス利用中、体調不良等により保険医療機関への情報提供の必要性が生じた場合
- (4) 介護保険・医療保険の請求事務に必要な場合
- (5) 公的機関等からの調査依頼において必要な場合
- (6) サービス提供中の事故に関わる保険会社等への相談・届出等において必要な場合
- (7) 「介護サービス情報の公表」に関わる調査に必要な場合
- (8) その他訪問看護を受けるにあたって必要な場合
- (9) 上記各号に関わらず緊急を要する場合

#### 2. 個人情報を提供する事業所等

- (1) 居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター、居宅サービス計画に記載されている介護サービス事業所及び在宅生活を継続するにあたって必要と思われる者
- (2) 主治医及び主治医の所属医療機関、保険薬局、医療・福祉サービス事業者
- (3) その他保険医療機関
- (4) 国保連合会、社会保険診療報酬支払基金、自治体（保険者）
- (5) 公的機関等
- (6) 地方公共団体、保険会社等
- (7) 「介護サービス情報の公表」における調査機関
- (8) 地域包括支援センター、民生委員等必要と思われる者
- (9) 緊急内容により必要と思われる関係機関等

#### 3. 使用する期間

サービスの提供を受けている期間及び保険事務終了までの期間

#### 4. 使用する条件

- (1) 個人情報については必要最小限で使用するものとし、サービス提供に関わる目的以外では決して使用しない。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の日時・出席者・内容等について記載し、会議以外で使用した場合においても同様に記録する。

## 訪問看護ステーションあうら重要事項説明書

訪問看護ステーションあうらの訪問看護サービスの提供にあたっての重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業所の概要

#### (1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	訪問看護ステーションあうら
所在地	青森市幸畑2丁目6番10号
電話番号	017-752-9119
FAX番号	017-752-9112
介護保険事業所番号	0260190228
居宅サービスの種類	訪問看護 介護予防訪問看護
サービス提供地域	青森市（旧浪岡町を除く）

#### (2) 事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	看護師	1人 (看護職員と兼務)		訪問看護の業務 及び従業者・業務の管理
看護職員	看護師 准看護師	4人以上		訪問看護の業務にあたる
理学療法士等	理学療法士 作業療法士	3人以上	1人	

#### (3) サービスの提供時間

営業日時	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分 (緊急時、その他必要な場合はこの限りではありません)
休業日	土曜日・日曜日・祝日 8月13日から8月15日・12月30日から1月3日
その他	24時間対応可能です

### 2. 当事業所の訪問看護の特徴等

#### 運営方針

- (1) 指定訪問看護の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、また、指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、利用者の介護予防に資するよう療養上の目標を設定し、計画的に行います。

- (2) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、主治医との密接な連携及び訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画に基づき、利用者がその有する能力を最大限活用できるような方法等により、妥当適切に行います。
- (3) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書の作成後は、当該訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画の実施状況の把握を行い、その結果を指定介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者に報告します。
- (4) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について理解しやすいよう指導又は説明を行います。
- (5) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行います。
- (6) 自らその提供する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (7) 前6項のほか、「青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第8号）」「青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年条例第9号）に定める内容を遵守し、事業を実施します。

### 3. サービスの内容等

#### (1) サービスの内容

- ①病状、障害の観察
- ②清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等日常生活の世話
- ④褥瘡の予防、適切な褥瘡対策の計画作成、実施、評価
- ⑤リハビリテーション(理学療法士等による訪問看護は看護業務の一環として、看護職員に代わりにさせる訪問となります)
- ⑥ターミナルケア(死後の処置も無料で実施いたします)
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他、医師の指示による医療処置

#### (2) 看護職員等の禁止行為

看護職員等はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）  
なお、実施する場合は、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う
- ⑥その他、利用者又は家族等に対して行う、宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

### 4. 利用料その他の費用の額

訪問看護及び介護予防訪問看護を提供した場合の利用料その他の費用は次のとおりであり、サービスを開始するにあたり、あらかじめ利用者又はその家族に対し、趣旨の理解を得ることとします。

(1) 基本利用料

介護報酬告示上の額により算定し、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用者の負担割合の額となります。但し、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けたときは、提供したサービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

①介護予防訪問看護費（要支援者の場合）

	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
看護師・保健師が行う 介護予防訪問看護	3,030円 ／回	4,510円 ／回	7,940円 ／回	10,900円 ／回
准看護師が行う 介護予防訪問看護	2,730円 ／回	4,060円 ／回	7,150円 ／回	9,810円 ／回

	1日2回以内の訪問(1回20分)	1日3回以上の訪問(1回20分)
理学療法士等が行う 介護予防訪問看護	2,840円／回	1,420円／回

②訪問看護費（要介護者の場合）

	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
看護師・保健師が行う 訪問看護	3,140円 ／回	4,710円 ／回	8,230円 ／回	11,280円 ／回
准看護師が行う 訪問看護	2,830円 ／回	4,240円 ／回	7,410円 ／回	10,150円 ／回

	1日2回以内の訪問(1回20分)	1日3回以上の訪問(1回20分)
理学療法士等が行う 訪問看護	2,940円／回	2,650円／回

※早朝(6:00～8:00)及び夜間(18:00～22:00)におけるサービス提供は上記金額25%増の額、深夜(22:00～6:00)におけるサービス提供は上記金額50%増の額となります。

※事業所と同一敷地内若しくは隣接する有料老人ホーム等に居住する利用者、又は1月あたり同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は上記金額10%減の額となります。

※1月あたり事業所と同一敷地内若しくは隣接する有料老人ホーム等に居住する利用者50人以上にサービスを行う場合は上記金額15%減の額となります。

※理学療法士等による予防訪問看護の利用を開始した月から12月を超えて理学療法士等による予防訪問看護を行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算します。

(2) 加算料金

加算	加算の要件	加算額
緊急時訪問看護加算 (I)	利用者及び家族等から看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、業務管理体制の整備が行われている場合	6,000円／月
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者(※1)に対して、計画的な管理を行った場合	(I) 5,000円／月 (II) 2,500円／月

ターミナルケア加算 (要介護のみ)	在宅で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む)に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問看護を行った場合	25,000円 /該当月
初回加算	新規に訪問看護計画を作成した場合 (Ⅰ)退院・退所日に看護師が訪問した場合 (Ⅱ)退院日以外に訪問した場合	(Ⅰ) 3,500円 (Ⅱ) 3,000円 /該当月
退院時共同指導加算	入院・入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合	6,000円/回
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対し、1時間30分を超える訪問看護を行った場合	3,000円/回
複数名訪問看護加算Ⅰ (30分未満)	要件を満たす場合(※2)であって同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合	2,540円/回
複数名訪問看護加算Ⅰ (30分以上)		4,020円/回
複数名訪問看護加算Ⅱ (30分未満)	要件を満たす場合(※2)であって同時に看護師等と看護補助者が訪問看護を行った場合	2,010円/回
複数名訪問看護加算Ⅱ (30分以上)		3,170円/回
看護・介護職員 連携強化加算 (要介護のみ)	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合	2,500円/月
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上で、研修計画等を作成してある場合	30円/回
看護体制強化加算(Ⅰ)	医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化し、要件を満たす場合	要介護5,500円/月
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	2,500円/月
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合	500円/月
特別地域訪問 看護加算	事業所の立地場所が、国が定めた地域にある場合	基本利用料 合計の15%

※1.「特別な管理を必要とする利用者」とは、以下に掲げる状態の方をいいます。

加算(Ⅰ)

- 在宅悪性腫瘍等患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある方
- 気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態にある方

加算(Ⅱ)

- 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある方
- 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある方
- 真皮を越える褥瘡の状態にある方
- 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

※2. 「要件を満たす場合」とは、以下に掲げる場合をいいます。

- 同時に複数の保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護補助者により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ていること
- ①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

(3) その他の費用

死後の処置料 無料

(4) 料金の支払方法

当月の料金を翌月11日から20日までの間に請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は現金集金・口座振替（毎月26日引落、休業日の場合は翌営業日引落）のどちらかを選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービス利用の流れ

- ①主治医による診察（訪問看護の要否判断）
- ②利用者・家族からの申し込み
- ③居宅サービス計画（ケアプラン）、及び介護予防サービス計画の作成依頼をされていない方は事前に、介護支援専門員又は地域包括支援センター職員とご相談ください。
- ④主治医から指示書を交付してもらいます。

※ご利用にあたってのお願い

介護保険被保険者証・医療保険被保険者証・医療受給者証等を確認させていただきます。

(2) サービスの終了

- ①利用者のご都合でサービスの終了を希望する場合  
最終利用日の7日前までにお申し出ください。
- ②当事業所の都合でサービスの終了をする場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。
- ③自動終了  
ア. 利用者が介護保険施設・医療機関に入所又は入院した場合  
但し、3ヶ月以内に利用者が退所又は退院し、再び在宅において日常生活を営む状況になった場合は、利用者と事業所の双方の合意によりサービスの継続が可能です。  
イ. 利用者が亡くなった場合
- ④その他  
ア. 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者・家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、即座にサービスを終了できます。  
イ. 利用者がサービス利用料金の支払いを遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず支払わない場合、サービスを終了させていただく場合がございます。

6. サービス内容に関する苦情

当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんな些細な事でも構いませんので、次の窓口まで連絡ください。

(1) 当事業所の利用者相談・苦情窓口

担当者 外川 広太郎

電話 017-752-9119

FAX 017-752-9112

受付日 月曜日から金曜日

(ただし、祝日・8月13日～8月15日・12月30日～1月3日を除く)

受付時間 午前8時30分から午後5時30分

- (2) 当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口  
に苦情を伝えることができます。

青森市福祉部介護保険課  
青森県国民健康保険団体連合会

電話番号 017-734-5257  
電話番号 017-723-1301

## 7. 秘密保持

- (1) 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。このことは退職後においても同様とします。
- (2) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において当該家族の個人情報を用いません。

## 8. 緊急時の対応

サービスの提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じ、家族、介護支援専門員等へ連絡いたします。看護師以外の職員が電話対応した際は事業所のマニュアルに従い対応し、看護師へ速やかに連絡し記録いたします。

主治医	医療機関名			
	氏名		電話番号	
緊急連絡先	住所			
	氏名	続柄	電話番号	

## 9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すると共に、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、利用者に対して、当事業所の看護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

当事業所は日本訪問看護財団のあんしん総合保険制度と損害賠償保険契約を結んでおります。

○（介護予防）訪問看護の内容

サービスの内容は下記のとおりです。

	内 容	備 考
①		
②		
③		
④		
⑤		

○利用料

料金の単価は次のとおりです。

利用料のうち各利用者様の負担割合に応じた金額をお支払いしていただきます。

**基本利用料(要支援の場合)**

基本利用料（保健師、看護師等）		1割負担	2割負担	3割負担
予防訪看 I 1（20分未満）	3,030円	303円	606円	909円
予防訪看 I 1・准看（20分未満）	2,730円	273円	546円	819円
予防訪看 I 2（30分未満）	4,510円	451円	902円	1,353円
予防訪看 I 2・准看（30分未満）	4,060円	406円	812円	1,218円
予防訪看 I 3（60分未満）	7,940円	794円	1,588円	2,382円
予防訪看 I 3・准看（60分未満）	7,150円	715円	1,430円	2,145円
予防訪看 I 4（90分未満）	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円
予防訪看 I 4・准看（90分未満）	9,810円	981円	1,962円	2,943円
基本利用料（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）				
予防訪看 I 5（20分）	2,840円/回	284円/回	568円/回	852円/回
予防訪看 I 5・2超（20分） （1日に2回を超えて実施する場合）	1,420円/回	142円/回	284円/回	426円/回

**基本利用料(要介護の場合)**

基本利用料（保健師、看護師等）		1割負担	2割負担	3割負担
訪看 I 1（20分未満）	3,140円	314円	628円	942円
訪看 I 1・准看（20分未満）	2,830円	283円	566円	849円
訪看 I 2（30分未満）	4,710円	471円	942円	1,413円
訪看 I 2・准看（30分未満）	4,240円	424円	848円	1,272円
訪看 I 3（60分未満）	8,230円	823円	1,646円	2,469円
訪看 I 3・准看（60分未満）	7,410円	741円	1,482円	2,223円
訪看 I 4（90分未満）	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
訪看 I 4・准看（90分未満）	10,150円	1,015円	2,030円	3,045円
基本利用料（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）				
訪看 I 5（20分）	2,940円/回	294円/回	588円/回	882円/回
訪看 I 5・2超（20分） （1日に2回を超えて実施する場合）	2,650円/回	265円/回	530円/回	795円/回

※1. 早朝(6:00～8:00)及び夜間(18:00～22:00)におけるサービス提供は上記金額25%増の額、深夜(22:00～6:00)におけるサービス提供は上記金額50%増の額となります。

※2. 事業所と同一敷地内若しくは隣接する有料老人ホーム等に居住する利用者、又は1月あたり同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は上記金額10%減の額となります。

※3. 1月あたり事業所と同一敷地内若しくは隣接する有料老人ホーム等に居住する利用者50人以上にサービスを行う場合は上記金額15%減の額となります。

※4. 理学療法士等による予防訪問看護の利用を開始した月から12月を超えて理学療法士等による予防訪問看護を行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算します。

## 加算料金

緊急時訪問看護加算	6,000円/月	600円/月	1,200円/月	1,800円/月
特別管理加算	(Ⅰ) 5,000円/月 (Ⅱ) 2,500円/月	500円/月 250円/月	1,000円/月 500円/月	1,500円/月 750円/月
ターミナルケア加算(要介護のみ)	25,000円/該当月	2,500円/該当月	5,000円/該当月	7,500円/該当月
初回加算	(Ⅰ) 3,500円/該当月 (Ⅱ) 3,000円/該当月	350円/月 300円/月	700円/月 600円/月	1,050円/月 900円/月
退院時共同指導加算	6,000円/回	600円/回	1,200円/回	1,800円/回
長時間訪問看護加算(90分以上)	3,000円/回	300円/回	600円/回	900円/回
複数名訪問看護加算(Ⅰ)(30分未満)	2,540円/回	254円/回	508円/回	762円/回
複数名訪問看護加算(Ⅰ)(30分以上)	4,020円/回	402円/回	804円/回	1,206円/回
複数名訪問看護加算(Ⅱ)(30分未満)	2,010円/回	201円/回	402円/回	603円/回
複数名訪問看護加算(Ⅱ)(30分以上)	3,170円/回	317円/回	634円/回	951円/回
看護・介護職員連携強化加算(要介護のみ)	2,500円/月	250円/月	500円/月	750円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	30円/回	3円/回	6円/回	9円/回
看護体制強化加算(Ⅰ)(要介護のみ)	5,500円/月	550円/月	1,100円/月	1,650円/月
専門管理加算	2,500円/月	250円/月	500円/月	750円/月
口腔連携強化加算	500円/月	50円/月	100円/月	150円/月
特別地域訪問看護加算				基本利用料合計の15%

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦、上記料金の全額を頂き、サービス提供証明書を発行いたしますので、領収書を添えて各市町村窓口にて提供しますと差額の払戻しを受けることができます。

契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書について、利用者又はその代理人に説明を行いました。

契約を証明するため、本書2通を作成し、事業者及び利用者の双方が記名・押印の上、それぞれ1通ずつ保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

(事業者)

<事業者名>	株式会社あうら
<所在地>	青森市大字駒込字桐ノ沢19番地4
<代表者名>	代表取締役 川越 幸夫
<事業所名>	訪問看護ステーションあうら
<所在地>	青森市幸畑2丁目6番10号
<管理者名>	外川 広太郎

(利用者) 私は、重要事項の説明を受け、契約内容に同意し、訪問看護サービスの利用を申し込みます。また、個人情報使用同意書について同意します。

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、または確認が困難なため、説明に同意し本人に代わり上記署名を行いました。

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<利用者との関係> \_\_\_\_\_

私は、本契約書 第20条（臨地実習の受け入れ）について同意します。

<氏名> \_\_\_\_\_